

# 宮城県公報

行 政 発 行  
 宮 城 県  
 (総務部県政情報・文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

ページ

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例	(人事課)	二
○ 職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	三
○ 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○ 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課等)	四
○ 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営推進課)	五
○ 東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	五
○ 手数料条例の一部を改正する条例	(同)	五
○ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	一〇
○ 自然の家条例の一部を改正する条例	(教育庁生涯学習課)	一〇
○ 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課)	一一
○ ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	(オリンピック・パラリンピック大会推進課)	一一

○ ふぐの処理等の規制に関する条例	(食と暮らしの安全推進課)	一一
○ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	一五
○ 福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	一五
○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一六
○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一六
○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一七
○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一七
○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一八
○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一八
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一九
○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども・家庭支援課)	二〇
○ 障害を理由とする差別を解消し障害のある人も共生する社会づくり条例	(障害福祉課)	二一
○ 手話言語条例	(同)	二五
○ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二七
○ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二七

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二七
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二九
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三〇
○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三一
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(同)	三一
○指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(同)	三一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(業務課)	三二
○企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例	(産業立地推進課)	三六
○産業用地整備促進基金条例	(同)	三六
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	三七
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(畜産課)	三七
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	(道路課)	三七
○県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三八
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	三八
○建築基準条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	三九
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	三九

条 例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に

関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（漁港管理条例の一部改正）

3 漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七第三の項中「教育委員会」を「県」に改める。

（県立都市公園条例の一部改正）

4 県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十一第二号の表宮城野原公園の項及び宮城県総合運動公園の項中「教育委員会」を「県」に改める。

（総合運動場条例の一部改正）

5 総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第七条までの規定中「教育委員会」を「知事」に改める。

第九条第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

に、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改める。

改める。

第十一条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「知事」に、同条第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十六条第一項第四号中「教育委員会」を「県」に改める。

第十七条から第二十条までの規定中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(ライフル射撃場条例の一部改正)

6 ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。  
第三条から第六条までの規定中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第九条第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十一条第一項第三号中「教育委員会」を「県」に改める。  
第十三条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(スポーツ推進審議会条例の一部改正)

7 スポーツ推進審議会条例(平成二十三年宮城県条例第百一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項及び第三条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「知事」を「教育委員会」に改める。  
(スポーツ推進審議会条例の一部改正)

8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前のスポーツ推進審議会条例(以下「旧条例」という。)第二条第二項又は第三条第二項の規定により任命された委員又は専門委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後のスポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第二条第二項又は第三条第二項の規定により委員又は専門委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新条例第二条第三項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第二条第二項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十二年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号中「五、三四一人」を「五、三五〇人」に改め、同項第五号中「五四六人」を「五四一人」に改め、同項第十号中「一三、六八一人」を「一三、五八七人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県観光振興財源検討会議の委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第十一条の二中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の表に掲げる地域以外の地域に在勤する職員のうち、当該地域における民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤するものに地域手当を支給する。

4 前項の人事委員会規則で定める地域の支給割合は、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。  
第十一条の五第一項中「掲げる地域」の下に、「同条第三項の人事委員会規則で定める地域」を、

「同条第二項の表に定める割合」の下に「又は同条第四項の人事委員会規則で定める割合」を、「四級地への異動等」の下に「その他人事委員会の定める場合」を加え、同項第一号中「をいう」の下に「。ただし、異動等前の支給割合が同条第四項の人事委員会規則で定める割合である場合にあつては、人事委員会の定める割合をいう」を加え、同条第二項中「第十一条の表に定める割合」の下に「又は同条第四項の人事委員会規則で定める割合」を、「掲げる地域」の下に「同条第三項の人事委員会規則で定める地域」を加える。

別表第五の二行政職給料表の項中「主任主査」の下に「又は技術主任主査」を加え、「課長補佐、

室長補佐」を「総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐」に、「地方機関の次長」を「地方機関の総括次長、総括技術次長、次長」に、「本市又は委員会等の事務局の次長（教育次長を含む。）」を「本市の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長」に改め、同表医療職給料表(一)の項中「技術補佐」を「総括技術補佐又は技術補佐」に改め、同表医療職給料表(二)の項及び医療職給料表(三)の項中「主任主査」を「技術主任主査」に、「技術補佐」を「総括技術補佐又は技術補佐」に、「技術次長」を「総括技術次長又は技術次長」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
第十条を次のように改める。

第十条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「漁業取締り」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の漁業関係法規に違反した疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡」に改める。

第十五条第一項第一号を次のように改める。

一 復興・危機管理部に所属する職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）又は人事委員会規則で定める機関に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合

イ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項若しくは第三項、第三十五条第一項又は第六十二条第一項の規定に基づき、高圧ガスの製造施設に対して行う完成検査、保安検査又は立入検査の業務

ロ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、原子力事業所の管理区域（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第三号に規定するものをいう。）において行う立入検査の業務又はこれに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの

第十五条第一項第二号中「へからチまで、ヌ及びル」を「及びへからヌまで」に改め、同号中リを削り、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、同号ワ中「ヲ」を「ル」に改め、同号ワを同号ヲとする。

第四十六条第一項中第七号を第八号とし、同項第六号中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第一号ロ、第二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 船舶乗組手当（第七条第一項第三号の業務に係るものに限る。）

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の八第一項中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

- 一 職員の特種勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）附則第十一項第一号
- 二 宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）附則第三十条第一項
- 三 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（令和二年宮城県条例第六十二号）第一

条

附則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 復興・危機管理部が所管する公の施設 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
- 三 企画部が所管する公の施設 宮城県企画部指定管理者選定委員会

第九条第一項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
- 三 宮城県企画部指定管理者選定委員会

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県総務部指定管理者選定委員会の委員の項の次に次のように加える。

宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき 一、六〇〇円	六級
宮城県企画部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき 一、六〇〇円	六級

東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興基金条例（平成二十三年宮城県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。第二条第一項の表二百九十九の項中「基準の」を「基準又は場合の」に改め、同項「中」に「定める基準」の下に「又は同号ただし書に定める場合」を加え、同項「ロ」中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に改め、同項「中」へをトとし、ハからホまでをニからハまでとし、ロの次に次のように加える。

でをニからハまでとし、ロの次に次のように加える。

第二条第一項の表二百九十九の項2ロ中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に改め、同項2中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十四万八千円

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十三万八千円

第二条第一項の表三百の項中「基準の」を「基準又は場合の」に改め、同項1中「定める基準」の下に「又は同号ただし書に定める場合」を加え、同項1ロ中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千円」を「十三万四千円」に改め、同項1中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十七万四千円

第二条第一項の表三百の項2ロ中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千円」を「五万二千四百円」に改め、同項2中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 六万九千円

第二条第一項の表三百一の項から三百三の項までの規定中「基準」の下に「又は場合」を加える。  
第二条第一項の表三百四の項2ロ(1)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項2ロ(1)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項2ロ(1)中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十四万八千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二十六万九千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千五百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二万五千三百円

第二条第一項の表三百四の項2ロ(2)ロ中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項2ロ(2)中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十三万八千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十万四千八百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千五百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二万五千三百円

第二条第一項の表三百四の項2ハ(2)イ中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項2ハ(2)イb中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項2ハ(2)イ中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十四万八千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二十六万九千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千五百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二万五千三百円

第二条第一項の表三百四の項2ハ(2)ロb中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項2ハ(2)ロ中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十三万八千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十万四千八百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千五百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二万五千三百円

第二条第一項の表三百四の項4ロ(1)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ロ(1)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項4ロ(1)中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十四万八千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二十六万九千円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千五百円  
ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二万五千三百円

(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項4ロ(ロ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項4ロ(2)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの十三万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項4ハ(2)(イ)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ハ(2)(イ) b中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項4ハ(2)(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの三十四万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項4ハ(2)(ロ) b中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項4ハ(2)(ロ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの十三万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項4ニ(2)(イ)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ニ(2)(イ) b中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項4ニ(2)(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの三十四万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項4ニ(2)(ロ) b中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項4ニ(2)(ロ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの十三万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項5イ中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項5イ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項5イ(2)中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの三十四万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百四の項5ロ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項5ロ(2)中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの十三万八千円(認定基準適合証明書類を提出する場合には、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百五の項2ロ(1)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項2ロ(1)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千円」を「十三万四千円」に、「一

万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項2ロ(1)中(ト)とし、(ハ)から(ホ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え  
もの十七万四千円以内の  
定基準適合証明書類を提出  
する場合には、一万二千六  
百円

第二条第一項の表三百五の項2ロ(ロ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千円」を「五万二千四百円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項2ロ(2)中(ハ)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え  
もの六万九千円以内の  
基準適合証明書類を提出  
する場合には、一万二千六  
百円

第二条第一項の表三百五の項2ハ(2)(イ)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項2ハ(2)(イ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千円」を「十三万四千円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項2ハ(2)(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超  
え二千平方メートル以  
内のもの十七万四千  
円(認定基準適合証明  
書類を提出する場合に  
あつては、一万二千六  
百円)

第二条第一項の表三百五の項2ハ(2)(ロ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千円」を「五万二千四百円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項2ハ(2)(ロ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超  
え二千平方メートル以  
内のもの六万九千円  
(認定基準適合証明書  
類を提出する場合に  
あつては、一万二千六  
百円)

第二条第一項の表三百五の項4ロ(1)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ロ(1)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千円」を「十三万四千円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項4ロ(1)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え  
もの十七万四千円以内の  
定基準適合証明書類を提出  
する場合には、一万二千六  
百円

第二条第一項の表三百五の項4ロ(2)(ロ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千円」を「五万二千四百円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項4ロ(2)中(ハ)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え  
もの六万九千円以内の  
基準適合証明書類を提出  
する場合には、一万二千六  
百円

第二条第一項の表三百五の項4ハ(2)(イ)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ハ(2)(イ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千円」を「十三万四千円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項4ハ(2)(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超  
え二千平方メートル以  
内のもの十七万四千  
円(認定基準適合証明  
書類を提出する場合に  
あつては、一万二千六  
百円)

第二条第一項の表三百五の項4ハ(2)(ロ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千円」を「五万二千四百円」に、「一万二千六百元」を「七千七百円」に改め、同項4ハ(2)(ロ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超  
え二千平方メートル以  
内のもの六万九千円  
(認定基準適合証明書  
類を提出する場合に  
あつては、一万二千六  
百円)



類を提出する場合にあっては、一万二千六百円

第二条第一項の表三百五の項4ニ(2)(イ)中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ニ(2)(イ)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千元」を「十三万四千元」に、「一万二千六百円」を「七千七百円」に改め、同項4ニ(2)(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十七万四千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、一万二千六百円)

第二条第一項の表三百五の項4ニ(2)(ロ)b中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千元」を「五万二千四百円」に、「一万二千六百円」を「七千七百円」に改め、同項4ニ(2)(ロ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、bの次に次のように加える。

c 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 六万九千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、一万二千六百円)

第二条第一項の表三百五の項5イ中「同号ロ(1)」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項5イ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十七万四千元」を「十三万四千元」に、「一万二千六百円」を「七千七百円」に改め、同項5イ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十七万四千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、一万二千六百円)

第二条第一項の表三百五の項5ロ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「六万九千元」を「五万二千四百円」に、「一万二千六百円」を「七千七百円」に改め、同項5ロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 六万九千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、一万二千六百円)

第二条第一項の表三百六の項2ロ(1)中「第一条第一項第一号イ」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項2ロ(1)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千元」を「二十六万九千元」に、「二万五千三百円」を「二万五千五百円」に改め、同項2ロ(1)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十四万八千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百六の項2ロ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千元」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「二万五千五百円」に改め、同項2ロ(2)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十三万八千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百六の項4ロ(1)中「第一条第一項第一号イ」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項4ロ(1)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千元」を「二十六万九千元」に、「二万五千三百円」を「二万五千五百円」に改め、同項4ロ(1)中(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ヘ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十四万八千元  
円(認定基準適合証明書書類を提出する場合にあっては、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百六の項4ロ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千元」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「二万五千五百円」に改め、同項4ロ(2)中

(ハ)を(ト)とし、(ハ)から(ホ)までを(ニ)から(ハ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 二千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの  
十三万八千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百六の項5イ中「第一条第一項第一号イ」の下に「又は同号ただし書」を加え、同項5イ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「三十四万八千円」を「二十六万九千円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項5イ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの  
三十四万八千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、二万五千三百円)

第二条第一項の表三百六の項5ロ(2)中「二千平方メートル」を「千平方メートル」に、「十三万八千円」を「十万四千八百円」に、「二万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同項5ロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの  
十三万八千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、二万五千三百円)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年宮城県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。  
(業務量の適切な管理等)

第六条 義務教育諸学校等の教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

自然の家条例の一部を改正する条例

自然の家条例(昭和五十年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「集団宿泊研修を中心とした自然体験活動を通じて」を「豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び自然体験活動を通して」に、「心身の健全な発達」を「生涯学習の振興」に改める。  
第六条第二項及び第三項を次のように改める。

2 使用料は、別表第一号に掲げる宿泊室等並びに別表第二号に掲げる研修室等、体育館及び運動場を使用した日から三十日以内に、知事の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第六条第四項から第六項までを削る。

別表第一号の表テントの項中「テント」を「テントサイト、山小屋及びコテージ」に改め、同表山小屋の項を削る。

別表第二号備考第一号中「宮城県松島自然の家」の下に「の日帰りでの利用」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた使用に係る使用料のうち、施行日以後の使用に係るものについては、改正後の第六条第二項の規定により納入しなければならない。

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例(平成十四年宮城県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第二号に規定する喫茶店営業」を「喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業」に改める。

第十条第四項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病

原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の対策を行う事業に要する経費に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

ふぐの処理等の規制に関する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

ふぐの処理等の規制に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 ふぐ処理者(第五条―第十六条)

第三章 ふぐ処理者試験（第十七条―第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条―第二十七条）

第五章 罰則（第二十八条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ふぐの処理及び販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 処理 ふぐを食用に供する目的でその卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部位で人の健康を害するおそれのあるもの（以下「有毒部位」という。）を除去することをいう。
- 二 ふぐ処理者 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第一号へに規定するふぐの種類に鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として知事の免許を受けたものをいう。
- 三 ふぐ処理施設 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業の許可を受けた施設であつて、食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号。以下「施行条例」という。）別表第四第二号に規定する施設の要件を満たす施設をいう。
- 四 営業者 ふぐ処理施設において、業としてふぐ処理者又はその者の立会いの下に他の者にふぐの処理を行わせる者をいう。

（販売の禁止）

第三条 ふぐは、ふぐ処理者が処理したもの又はその者の立会いの下に他の者が処理したもの以外は、食用として販売してはならない。ただし、ふぐ処理者、営業者その他規則で定める者に対して販売するときは、この限りでない。

（処理の制限）

第四条 ふぐ処理者でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事する場合は、この限りでない。

第二章 ふぐ処理者

（免許）

第五条 ふぐ処理者の免許（第二号及び次条第二号を除き、以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して知事が与える。

- 一 知事が行うふぐ処理者試験（以下「ふぐ処理者試験」という。）に合格した者
- 二 他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「他の都道府県等」という。）でふぐの処理に関する免許等を受けている者で規則で定めるもの
- 2 前項の免許を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（絶対的欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

- 一 第十六条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者
- 二 他の都道府県等においてふぐの処理に関する免許等を受けた者のうち、当該免許等の取消処分（当該免許等を受けている者からの申請等に基づきなされるものを除く。）を受けた後一年を経過しないもの

（相対的欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
- 二 心身の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者として規則で定める者
- 三 この条例の規定により刑に処せられた者

（ふぐ処理者名簿、登録及び免許証の交付）

- 第八条 県にふぐ処理者名簿を備え、次の各号に定める事項を登録する。
  - 一 登録番号及び登録年月日
  - 二 本籍地都道府県名（外国人にあつては、その国籍）、氏名及び生年月日
  - 三 免許の取消し等に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 免許は、ふぐ処理者名簿に登録することによって行う。
- 3 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

（意見の聴取）

第九条 知事は、免許を申請した者について、第七条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求め

があったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(名簿の訂正)

第十条 ふぐ処理者は、第八条第一項各号に定める登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

(登録の消除)

第十一条 名簿の登録の消除を申請する者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第十二条 ふぐ処理者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書に免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

第十三条 ふぐ処理者は、免許証を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 免許証を破り、又は汚したふぐ処理者が第一項の規定による申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

4 ふぐ処理者は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(免許証の返納)

第十四条 ふぐ処理者は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証を知事に返納しなければならない。第十一条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 ふぐ処理者は、第十六条の規定により免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ処理者の遵守事項)

第十五条 ふぐ処理者は、業としてふぐの処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ふぐ処理施設以外の場所でふぐの処理に従事しないこと。  
二 凍結したふぐを使用する場合は、摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結したものを扱い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないよう流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。

三 有毒部位の除去は、的確に行うこと。

四 除去した有毒部位を保管する場合は、施行条例別表第四二号イに規定する容器に保管すること。

五 前項の規定により保管した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。

2 ふぐ処理者は、免許証を、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(免許の取消し等)

第十六条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により免許を受けた者であることが判明したとき。

二 第六条第二号に該当することとなったとき。

2 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定め、ふぐの処理に従事することの停止を命ずることができる。

一 第七条各号のいずれかに該当することとなったとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 県の区域において、ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

第三章 ふぐ処理者試験

(ふぐ処理者試験)

第十七条 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識及び技能について行う。

2 知事は、ふぐ処理者試験を二年に一回以上、実施する。ただし、他の都道府県等においてふぐ処理者試験と同等以上の試験が当該年度に実施され、かつ、業としてふぐの処理に従事しようとする者が当該試験を受験する機会が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(受験資格)

第十八条 ふぐ処理者試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者でなければ、受けることができない。

(不正行為に対する処分)

第十九条 知事は、受験者がふぐ処理者試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すものとする。

(委員の設置)

第二十条 知事の諮問に応じ、ふぐ処理者試験に関する重要事項を審議するため、宮城県ふぐ処理者試験委員(以下「委員」という。)を置く。

(組織等)

第二十一条 委員の数は、十五人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年を超えない範囲で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第二十二条 委員は、委員長及び副委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員の事務を総理し、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十三条 委員の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長への委任)

第二十四条 第二十条から前条までに定めるもののほか、委員の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員の会議に諮って定める。

第四章 雑則

(報告の徴収、臨検検査等)

第二十五条 知事は、ふぐの毒による食中毒の発生防止に必要な限度において、ふぐ処理者、営業者その他の関係者から報告を求め、その職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の関係場所を臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、営業の施設、帳簿書類その他の関係物件を検

査させ、又は質問させることができる。

2 前項の規定により臨検検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第二十六条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際(第四号に掲げる者にあつては、申請の申請の際)に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 第五条第二項の規定による免許を申請する者 五千六百元

二 第十二条第一項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 二千八百円

三 第十三条第一項の規定による免許証の再交付を申請する者 三千五百円

四 ふぐ処理者試験を受けようとする者 三万三千元

2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。

3 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により免許を受けた者

第二十九条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十五条第一項の規定による臨検若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(既存のふぐ取扱者の免許の特例)

2 この条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者であつて規則で定めるものは、第五条第一項の規定により免許を受けた者とみなす。この場合において、その者については、第八条第三項の規定は、適用しない。

(受験資格の特例)

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は規則で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第十八条の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県ふぐ処理者試験委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	五	級
--------------	---------	---------	---	---

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

四十五 ぶぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十七号）第二十五条第一項の規定による報告の徴取及び臨検検査	仙台市
---	-----

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。  
第二十六条第一項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を）に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

福祉有償運送運営協議会条例（平成十八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第四十九条第一項第三号」を「第四十九条第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十二条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。  
附則第五項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二条第四項（改正後の附則第五項において準用する場合を含む。）及び第十二条（改正後の附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。  
第三条に次の一項を加える。

第三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第五条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十三条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三条第四項及び第十三条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条に次の一項を加える。

第三条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第五条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  
第十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、



栄養士を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三条第五項(改正後の第二十三条において準用する場合を含む。)、第十二条の二(改正後の第十九条、第二十三条及び第二十六条において準用する場合を含む。)、及び第十五条第三項(改正後の第二十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第二項及び第三項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十八条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三条第四項、第十五条の二(改正後の第二十二条において準用する場合を含む。)、及び第十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一

項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならぬ。

第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十二条、第五十五条及び第五十九条第一項中「第十四条」の下に、「第十五条の二」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条第三項及び第十五条の二(改正後の第十七条の三、第十八条第三項、第二十四条、第二十六条第一項、第三十三條、第三十九條、第四十五条、第五十二条、第五十五条、第五十九条第一項、第六十五条、第七十二条、第七十七条、第七十八条の三、第八十二条、第八十八条、第九十三条、第九十九条、第一百零四條、第一百十條、第一百二十二條第一項及び第一百七七條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十八条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条第四項、第十五条の二(改正後の第二十一条において準用する場合を含む。)及び第十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一号及び第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第九条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十四条 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三条第四項及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二十二条の六の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第二十二条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十三条、第三十九条及び第四十五条中「第二十二条の六」を「第二十二条の七」に改める。

第五十八条の二に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十条、第六十七条、第七十二条、第七十三条の三、第七十七条、第八十三条、第八十八条、第九十四条、第九十九条、第百五条、第百七条第一項及び第百十三条中「第二十二条の六」を「第二十二条の七」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条第三項及び第十二条の七（改正後の第二十六条第一項、第三十三条、第三十九条、第四十五条、第六十条、第六十七條、第七十二条、第七十三条の三、第七十七条、第八十三条、第八十八条、第九十四条、第九十九条、第百五条、第百七条第一項及び第百十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用

十九條、第百七條第一項及び第百十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用

については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十五条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十八条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三条第四項、第十五条の二（改正後の第二十二条において準用する場合を含む。）及び第十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「非常災害対策」を付し、同条第一項中「児童福祉施設」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 障害児入所施設等には、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害時における障害児の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対するものは、毎月一回は、これを行わなければならない。

4 障害児入所施設等は、前二項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十二条第一項中「にあっては」を「には」に改め、「をいう。」を「の下に」「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六十三条第一項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次に掲げる施設又は場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める従業者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士
- 二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第五十二条第三項中「第一項に規定する従業者及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

附 則  
この条例は、令和三年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 障害を理由とする差別の解消のための体制整備（第八条―第十五条）

第三章 共生社会の実現に向けた施策（第十六条―第十九条）

第四章 障害を理由とする差別の解消のための調整委員会（第二十条―第二十六条）  
第五章 雑則（第二十七条―第二十九条）

附 則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、私たち全ての願いである。

このため、県では、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を障害福祉施策の基本理念とし、「障害を理由とする差別の解消」を重点施策の一つに掲げ、「障害を理由とする差別の解消」に関し、合理的配慮の提供や普及啓発等の施策を推進し、障害のある人の社会参加や自立を進めてきた。

しかしながら、今なお、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、理解不足等の社会的障壁により、障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けたり、情報の取得又は利用のための手段や意思疎通のための手段が十分に確保されていない等、困難や不便を余儀なくされ、暮らしにくさを感じている状況がある。

また、本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、障害のある人は、災害時の避難行動や避難所、応急仮設住宅での生活において大きな困難を抱え、障害の特性に応じた情報伝達においても、非常に厳しい状況に置かれた。

こうした状況を踏まえ、全ての県民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いを身近な課題と捉えてこれを解消し、建設的な対話を通じて、互いに理解し合い、歩み寄るとともに、手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話、平易な表現等の障害の特性に配慮した適切な情報の提供や意思疎通のための手段の確保等を通じて、社会的障壁の除去に取り組んでいかなければならない。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人もお互いを理解し、かけがえない個人として尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、もって県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与す

ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害のある人 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

二 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

三 全ての障害のある人は、可能な限り、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるときともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。

四 全ての障害のある人は、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

五 障害を理由とする差別の解消は、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障害、障害のある人及び障害の社会モデル（障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみ起因するものではなく、社会的障壁と相まって生ずるものとする考え方をいう。）に関する理解（以下「障害等に関する理解」という。）を深めることを基本として推進すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の体制整備を図り、又は同項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、県民、事業者、障害者団体（障害のある人又はその家族その他の関係者で構成され、障害のある人に対する支援を主な活動とする団体をいう。以下同じ。）その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

(障害者団体の役割)

第六条 障害者団体は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるための活動及び障害を理由とする差別の解消に資する活動に取り組むとともに、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の解消のための体制整備

(障害を理由とする差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱い（障害を理由として、正当な理由がなく、商品、サービス若しくは各種の機会の提供を拒否すること、その提供に当たって場所、時間帯等を制限すること又は障害のない人に対して付さない条件を付すことその他の障害のない人と異なる不利益な取扱いをすること）をすることにより、これらの者の権利利益を侵害してはならない。

2 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があつた場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 県民は、前項の配慮に関し県又は当該事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。  
(障害を理由とする差別に関する相談)

第九条 障害のある人及びその家族その他の関係者は、県に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条の規定による障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 県は、前項の相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 相談者に対し、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 当該相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。
- 三 関係行政機関等への通知その他当該相談の処理のために必要な事務を行うこと。

(障害を理由とする差別に関する相談業務の委託)

第十条 県は、前条第二項各号に掲げる業務を行わせるため、適当と認める者に、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る業務に従事している者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委託に係る業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(助言又はあつせんの申立て)

第十一条 障害のある人及びその家族その他の関係者は、障害を理由とする差別に関し、事業者による第八条第一項又は第二項に係る事案（以下「対象事案」という。）について、第九条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要な助言又はあつせんを求める旨の申立てをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の申立てをすることができる。
 

- 一 対象事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の規定に基づき紛争の解決を図ることができるものであるとき。
- 二 同一の事案について、過去に前項の申立てをしたことがあるとき。
- 三 対象事案が発生した日（継続する行為にあつては、その行為が終了した日）から三年を経過したものであるとき（その期間内に前項の申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 四 障害のある人の家族その他の関係者が前項の申立てをする場合において、当該申立てをするこ

とが当該障害のある人の意に反するとき。

(事実の調査)

第十二条 知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、当該申立てがあつた対象事案に係る事実の調査を行うものとする。

2 前項の対象事案の当事者（当該対象事案に関し、前条第一項の申立てをした者及び第八条第一項

又は第二項の規定に違反する行為をしたとされる事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

(助言又はあつせん)

第十三条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当事者に対し、その対象事案の解決のための助言を行い、又は宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会（以下本条及び次条において「委員会」という。）にあつせんを行うよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、その対象事案を解決するため、あつせんを行うものとする。ただし、委員会が、当該対象事案の性質上あつせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、あつせんのために必要があると認めるときは、第一項の規定によるあつせんの求めがあつた対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

5 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の調査（前項の規定により知事がその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。

6 委員会は、第一項の規定によるあつせんの求めがあつた対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。

7 あつせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

- 一 あつせんにより対象事案が解決したとき。
- 二 あつせんによつては対象事案の解決の見込みがないと認めるとき。
- 三 委員会は、第二項ただし書の規定によりあつせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあつせんの求めを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に第一項の規定によるあつせんの求めへの対応の結果を報告するものとする。

(勧告)

第十四条 委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

一 前条第二項の規定によりあつせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由がなく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないとき。

二 当該事業者が、正当な理由がなく前条第三項の調査を拒んだとき。

三 当該事業者が、前条第三項の調査に対し、虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき、  
 2 知事は、前項の規定による催告の求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該  
 事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう催告することができる。

(事実の公表)

第十五条 知事は、前条第二項の規定による催告を受けた事業者が正当な理由がなく当該催告に従わ  
 ないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる事業者に対し、あ  
 らかじめ、その旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなけれ  
 ばならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでな  
 い。

第三章 共生社会の実現に向けた施策

(普及啓発)

第十六条 県は、基本理念にのっとり、県民の障害等に関する理解を深めるための啓発、知識の普及  
 その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の推進)

第十七条 県は、学校教育において、障害等に関する理解について、正しい知識を得るための教育が  
 行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(交流による相互理解の推進)

第十八条 県は、障害のある人及び障害のない人の交流を積極的に促進し、相互理解を推進するもの  
 とする。

(情報保障の推進)

第十九条 県は、市町村、県民、事業者等において、手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話(触  
 覚により認識することができる手話をいう。)、平易な表現その他の障害の特性に応じた多様な意思  
 疎通等の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法により、障害のある人の情報の  
 取得並びに意思疎通を支援する者の養成、確保及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものと  
 する。

3 県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害の  
 ある人に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障害のある  
 人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情

報提供の手段の確保について配慮するものとする。

第四章 障害を理由とする差別の解消のための調整委員会

(設置)

第二十条 第十三条第一項の規定によるあつせんの求めに応じ、同条第二項の規定によるあつせん及  
 び第十四条第一項の規定による催告の求めを行うため、知事の附属機関として、宮城県障害を理由  
 とする差別の解消のための調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第二十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験を有する者

二 障害のある人

三 障害のある人の家族

四 障害のある人の福祉に関する事業に従事する者

五 事業者又は事業者により構成される団体の役職員

六 関係行政機関等の職員

七 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の  
 残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第二十二条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができ  
 る。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の服務)

第二十三条 委員及び専門委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。  
 その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第二十四条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務



を代理する。

(会議)

第二十五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第五章 雑則

(市町村の条例との関係)

第二十七条 知事及び委員会は、第十一条第一項の申立てがあつた事案であつて、市町村が当該市町村の条例により当該事案の解決又は改善を図ることを目的として第十三条第一項の規定による助言、同条第二項の規定によるあっせん、第十四条第二項の規定による勧告若しくは第十五条第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続を開始したものであるについては、第十三条第一項の規定による助言、同条第二項の規定によるあっせん、第十四条第二項の規定による勧告又は第十五条第一項の規定による公表を行わないものとする。

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十九条 第十条第二項又は第二十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十一条から第十五条まで、第四章、第二十七条及び第二十九条(第二十三条に係る部分に限る。)の規定は、同年七月一日から施行する。(準備行為)

2 委員会の委員の選任のために必要な行為その他委員会の設置のために必要な準備行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法令の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の委員及び専門委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六	級
------------------------------------	---------	--------	---	---

手話言語条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

手話言語条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 手話の普及等(第九条―第十三条)

附 則

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。

しかしながら、過去には、ろう教育において読話と発声訓練を中心とする口話法による意思表示が推し進められ、手話の使用が制約された時代がある等、言語としての手話を学び、使用する環境が十分に整えられてこなかったことから、ろう者は多くの不便や偏見を受けて生活をしてきた。

このような状況の下、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において、言語に手話を含むことが規定されるとともに、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されたが、東日本大震災では、手話による情報伝達において、ろう者が非常に厳しい状況に置かれる等、いまだ手話に対する理解や普及は深まっているとはいえない状況にある。

ここに、手話が言語であるとの認識の下、手話の普及等に関する施策を推進し、手話に対する県民一人一人の理解を深め、手話を広く普及し、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民に手話及びろう者に対する理解を広め、並びにろう者が手話を使用しやすい環境をつくり、もつてろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 二 手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
- 三 手話通訳者等 手話通訳者及び手話を使用することができる者をいう。

(基本理念)

第三条 手話の普及等は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 手話が独自の体系を有する言語であつて、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- 二 手話は、ろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識の下に行うこと。
- 三 ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は尊重されなければならないこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のつとより、手話の普及等に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、ろう者の団体(ろう者又はその家族その他の関係者で構成され、ろう者に対する支援を主な活動とする団体をいう。以下同じ。)その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念のつとより、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めるものとする。  
(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念のつとより、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(ろう者及びろう者の団体の役割)

第七条 ろう者は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及等に努めるものとする。

2 ろう者の団体は、基本理念及び手話が言語であることの重要性について県民の理解を深めるため、自主的に手話の普及等及び必要な啓発を行うとともに、手話の普及等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(手話通訳者等の役割)

第八条 手話通訳者等は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及等に努めるものとする。

第二章 手話の普及等

(手話を学ぶ機会の確保)

第九条 県は、市町村、ろう者の団体その他の関係者と連携し、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(手話通訳者等の養成等)

第十条 県は、手話の普及等を図るため、手話通訳者等及びその指導者の養成、確保並びにこれらの者の手話に関する技術の向上を図るとともに、国、市町村、ろう者の団体その他の関係者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通の支援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第十一条 県は、聴覚障害のある幼児、児童、生徒等(以下「ろう児等」という。)が在籍する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)において、ろう児等が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児等が在籍する学校において、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対し、手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談への対応

及び支援に努めるものとする。

3 県は、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるための学校における取組を支援するよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十二条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の第三条第四項及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十一条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の第三条第四項及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「において」を「において、」に、「にあつては」を「には」に改め、「を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)」を恒時的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。  
一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。))を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。))を行う場合

第六条第三項中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削る。

第七条第二項中「において」を「において、」に、「にあつては」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒時的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第十二条に次の一項を加える。  
3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条(見出しを含む。)中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十四条に次の一項を加える。  
2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十二条第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「において」を「において、」に、「にあつては」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒時的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。  
一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とす

る障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第四条第四項、第十三条第三項（新条例第二十一条の五、第二十二條第二項、第二十九條、第三十四條、第三十五条の二、第三十六條第二項、第三十七條の五及び第四十一条において準用する場合を含む。）及び第十四条第二項（新条例第二十一条の五、第二十二條第二項、第二十九條、第三十四條、第三十五条の二、第三十六條第二項、第三十七條の五及び第四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業の指定を受けている者がその指定に係る事業を行う事業所及び旧条例第二十二条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業員については、新条例第六条第一項（新条例第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定により旧条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスの事業の指定を受けている者がその指定に係る事業を行う事業所及び旧条例第三十六条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者については、新条例第三十二条第一項（新条例第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第十一条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十五条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「第十二条」を「第十一条の二」に改める。

第三十三条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「及び第二十五条から第二十七条まで」を「

第二十五条及び第二十六条」に改める。

第三十四条の五中「第十二条」を「第十一条の二」に、「から第二十七条まで」を「、第二十六条」に改める。

第四十一条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「、第二十六条及び第二十七条」を「及び第二十六条」に改める。

第四十二条の四中「第十二条」を「第十一条の二」に改め、「、第二十七条」を削る。

第五十条中「第十二条」を「第十一条の二」に改める。

第六十一条及び第六十二条の四中「第十二条」を「第十一条の二」に、「から第二十七条まで」を「、第二十六条」に改める。

第六十八条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「及び第二十五条から第二十七条まで」を「、第二十五条及び第二十六条」に改める。

第六十九条の四及び第七十五条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「から第二十七条まで」を「、第二十六条」に改める。

第八十一条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「及び第二十五条から第二十七条まで」を「、第二十五条及び第二十六条」に改める。

第八十四条及び第八十七条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「から第二十七条まで」を「、第二十六条」に改める。

第九十一条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「、第二十六条及び第二十七条」を「及び第二十六条」に改める。

第九十二条の六及び第九十二条の十中「第十二条」を「第十一条の二」に改め、「、第二十七条」を削る。

第九十六条第五項中「第十二条」を「第十一条の二」に改め、同条第六項中「第二十七条及び」を削り、「第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第三十条」を「同条」に、「」とあるのは「」とあるのは、「」に改め、同条第七項中「第二十七条及び」を削り、「第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第五十九条」を「同条」に、「」とあるのは「」とあるのは、「」に改め、同条第八項中「第二十七

七条及び」を削り、「第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第六十五条」を「同条」に、「」とあるのは「」に改め、同条第九項中「第二十七条及び」を削り、「第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十三条」を「同条」に、「」とあるのは「」とあるのは、「」に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の第四条第三項、第十一条の二第三項（改正後の第十七条、第十八条の四、第二十八条、第三十三条、第三十四条の五、第四十一条、第四十二条の四、第五十条、第六十一条、第六十二条の四、第六十八条、第六十九条の四、第七十五条、第八十一条、第八十四条、第八十七条、第九十一条、第九十二条の六、第九十二条の十及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二（改正後の第十七条、第十八条の四、第十九条第三項及び第四項、第二十八条、第三十三条、第三十四条の五、第四十一条、第四十二条の四、第五十条、第六十一条、第六十二条の四、第六十八条、第六十九条の四、第七十五条、第八十一条、第八十四条、第八十七条、第八十八条の六、第八十八条の十一、第九十一条、第九十二条の六、第九十二条の十並びに第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十三条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の第三条第三項、第十条第三項(改正後の第二十条、第二十四条、第二十九条、第三十四条、第四十条及び第四十三条において準用する場合を含む。)及び第十三条の二(改正後の第二十条、第二十四条、第二十九条、第三十四条、第四十条及び第四十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十三条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じな

ければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の第三条第三項、第九条第三項及び第十三条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する

条例

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十条に次の一項を加える。  
3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。第十二条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第四条第四項、第十一条第三項(新条例第二十二条において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項(新条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

例

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条(見出しを含む)中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加

える。

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十六条 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四条第三項、第十一条第三項及び第十六条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七條第三項ただし書(法第十七條第四項、法第二十三條の二の十四第六項)を



「第七条第四項ただし書（法第十七条第八項、法第二十三条の二の第十四第十三項）に、「第二十八条第三項ただし書、法第三十五条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改める。

別表中五十の項を六十五の項とし、三十八の項から四十九の項までを十五項ずつ繰り下げ、三十七の項を四十八の項とし、同項の次に次のように加える。

四十九 政令第十六条の四第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付を申請する者	二千円
五十 政令第十六条の五第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付を申請する者	二千九百円
五十一 政令第二十六条の四第一項の規定による基準確認証の書換え交付を申請する者	二千円
五十二 政令第二十六条の五第一項の規定による基準確認証の再交付を申請する者	二千九百円

別表中三十六の項を四十七の項とし、三十五の項を四十六の項とし、三十四の項を四十五の項とし、同表三十三の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項を同表四十二の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三 政令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付を申請する者	二千円
四十四 政令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付を申請する者	二千九百円

別表三十二の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同項を同表四十一の項とし、

- 4 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一品目につき二千七百円として計算した額を加算した額
- 5 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき千八百円として計算した額を加算した額
- 6 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品目一品目につき六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額
- 7 外部試験検査機関の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額

し、同表三十一の項中

を

- 4 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に係る製造品の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額
- 5 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品の調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一品目につき二千七百円として計算した額を加算した額
- 6 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき千八百円として計算した額を加算した額
- 7 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品目一品目につき六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額
- 8 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に係る製造品の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額
- 9 外部試験検査機関の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額

に改め、同項を同表四十の項とし、同表三十

- 4 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 七万三千五百円
- 5 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 四万八千六百円
- 6 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品目一品目につき六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額
- 7 外部試験検査機関の調査 二万六千三百円

の項中

を

- 4 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に係る製造品の調査 二万六千三百円
- 5 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品の調査 七万三千五百円
- 6 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品の調査 四万八千六百円
- 7 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品目一品目につき六万円に調査を受けようとする製造品目一品目につき六万円として計算した額を加算した額
- 8 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に係る製造品の調査 二万六千三百円
- 9 外部試験検査機関の調査 二万六千三百円

に改め、同項を同表三十九の項とし、同表二

十九の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表二十八の項を同表三十七の項とし、同表二十七の項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表二十六の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表二十五の項を同表三十四の項とし、同表二十四の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表二十三の項を三十二の項とし、十八の項から二十二の項までを九項ずつ繰り下げ、同表十七の項中

「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四項」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表中十六の項を二十五の項とし、十五の項を二十四の項とし、十四の項を二十三の項とし、同表十三の項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表十二の項を同表二十一の項とし、同表十一の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項を同表十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 法第十四条の二第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者

- 1 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - 1 無菌原薬を製造する区分に係る製造所の調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一項目につき二千七百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 2 最終滅菌法により無菌製剤を製造する区分に係る製造所の調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一項目につき二千七百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 3 無菌操作法により無菌製剤を製造する区分に係る製造所の調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一項目につき二千七百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 4 原薬（5に規定するものを除く。）を製造する区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 5 原薬（生薬を原料とする医薬品等に限る。）を製造する区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 6 生薬製剤を製造する区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 7 固形製剤を製造する区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 8 半固形製剤を製造する区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
  - 9 液剤を製造する区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額

二十 法第十四条の七の二第三項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者

- 1 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - 1 無菌医薬品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 七万三千五百円
  - 2 一般医薬品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 四万八千六百円
  - 3 包装等医薬品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 二万六千三百円
  - 4 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に係る製造所の調査 二万六千三百円
  - 5 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 七万三千五百円
  - 6 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 四万八千六百円
  - 7 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 二万六千三百円
  - 8 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に係る製造所の調査 二万六千三百円
  - 9 外部試験検査機関の調査 二万六千三百円
- 10 包装、表示又は保管のみを行う区分（11に規定するものを除く。）に係る製造所の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき六百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額
- 11 製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録を受けた製造所において保管のみを行う区分に係る製造所の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき六百円として計算した額及び製造販売業者一者につき五千四百円として計算した額を加算した額

別表十の項中

- 4 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千七百円として計算した額
- 5 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千七百円として計算した額
- 6 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所の調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千七百円として計算した額
- 7 した額を加算した額

- 4 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に製造品目一項目につき六万円として計算した額
- 5 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所に係る登録に製造品目一項目につき六万円として計算した額





設とみなされるものを含む。)をいう。)の周辺地域(当該発電用施設の設置が行われている市町村及びこれに隣接する市町村の区域をいう。)又はこれに隣接する市町村(知事が別に定めるものに限る。)の住民が通常通勤することができる地域における産業用地の整備を促進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、産業用地整備促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。第十三条中「収入証紙」の下に「又は知事が発行する納入通知書」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

別表道路法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

道路法第三十二條第一項第二号に	道路法第二條第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		長さメートルにつき一年
	地下に設けるもの	その他のもの	
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	四	三	一、〇〇〇
自動運行補助施設	三	二	七三〇
道路法第三十二條第一項第三号に	二	七	六一〇
			五四〇

掲げる施設	その他のもの	上空に設けるもの	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇
		地下に設けるもの	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇
その他のもの		年につき一メートル平方	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇

別表道路法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設の項を次のように改める。

道路法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	同	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
----------------------	---	-------	-----	-----	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第三十五条中「横断歩道橋等」の下に「、自動運行補助施設」を加える。

第四十七条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十七条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設置するものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条

例（平成二十四年宮城県条例第百六号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

矢本海浜緑地	午前八時三十分から午後五時まで （四月一日から九月三十日までの期間にあつては、午前八時三十分から午後六時まで）	一 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日） 二 四月二十八日から翌年の一月四日までの日
岩沼海浜緑地 加瀬沼公園	午前八時から午後五時まで（四月一日から九月三十日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）	一 火曜日（休日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日） 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

矢本海浜緑地	午前八時三十分から午後五時まで （四月一日から九月三十日までの期間にあつては、午前八時三十分から午後六時まで）	十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
岩沼海浜緑地及び加瀬沼公園	午前八時から午後五時まで（四月一日から九月三十日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）	十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

に改める。

別表第三宮城野原公園の項中「（休日）」を「（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。））」に改め、同表岩沼海浜緑地の項中

「一 火曜日（休日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日））  
二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

を

「十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「若しくは同条第二号に規定する喫茶店営業」を削る。

第十九条の表十八の二の項中「若しくは高さに関する特例の許可又は同条第二項ただし書の規定による」を「高さ又は」に改め、同表中十八の二の三の項を十八の二の五の項とし、十八の二の二の項を十八の二の四の項とし、十八の二の項の次に次のように加える。

十八の二の二 法第六十条の二の二第一項第二号の規定による建築物の建築率又は壁面の位置に関する特例の許可を受けようとする者	十六万円
十八の二の三 法第六十条の二の二第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可を受けようとする者	十六万円

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第四号の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。